

審議事項(1)資料

リニア中央新幹線騒音に係る
環境基準の類型当てはめについて

大気水質保全課

リニア中央新幹線騒音に係る環境基準の類型当てはめ

知事は、環境基本法に基づき、政府が定めた「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」を、リニア中央新幹線の沿線地域に当てはめることとされている。

1. 経緯

R1.7.24 環境保全審議会に諮問

R1.8.9～9.30 沿線市町に意見照会

2. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境省告示）

対象となる地域	類型	基準値
主として住居の用に供される地域	I	70dB以下
商工業の用に供される地域などI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域	II	75dB以下

3. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめの考え方

(1) 対象となる範囲

リニア軌道中心線から両側400m以内の地域

※トンネル出入口においては、トンネル中央部方向に150メートルまでの地域

(2) 当てはめる地域の区分

	区 分	地域類型
都市計画法の用途地域	・低層住居専用地域（第1・2種） ・中高層住居専用地域（第1・2種） ・住居地域（第1・2種） ・準住居地域	I (70dB以下)
	・近隣商業地域 ・商業地域 ・準工業地域	II (75dB以下)
	・工業地域	当てはめない
	・工業専用地域	
都市計画法の用途地域が定められていない地域 (H28年方針)	・騒音規制法に定める 第1種区域及び第2種区域	I (70dB以下)
	・騒音規制法に定める 第3種区域及び第4種区域	II (75dB以下)
	・トンネル区間（トンネルの出入口から中央部方向に150メートルの区間は除く） ・河川法第6条第1項に定める河川区域 ・規制地域のうち、緩衝帯として設けられている区域または、 <u>未規制地域から連続し、住居が存在しない農用地等で、当該自治体の長の意見を踏まえ、通常的生活環境を保全する必要がないと認められる地域</u>	当てはめない

4. 沿線自治体への意見照会の結果

(1) 対象自治体

リニア軌道中心から400m以内の地域を管轄する10市町

上野原市、都留市、大月市、笛吹市、甲府市、中央市、南アルプス市

昭和町、富士川町、早川町

(2) 回答

① 騒音規制地域内において、環境基準の類型当てはめをする必要のない地域の有無
有（0） 無（10）

② その他の意見

・環境基準と騒音規制基準の違いについて周知が必要

・環境基準の指定後は、適切に運用管理して欲しい

・当てはめについては、早期に告示することを希望

・事業者に対し、環境基準達成のための万全な騒音対策の実施を要請して欲しい

5. 環境基準の類型当てはめ

今回の類型当てはめにおいては、3.(2)表中、下線に該当する地域はない。

よって、リニア中央新幹線への「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の類型当てはめについては、沿線自治体からの意見を踏まえ、当てはめ方針の原則のとおりとする。

(参考) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ図(案)

6. 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ（告示案）

山梨県告示第 号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条第二項の規定により、新幹線鉄道騒音に係る環境基準について（昭和五十年環境庁告示第四十六号）第一の一に掲げる環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、令和〇年〇月〇日（告示日）から施行する。

中央新幹線の軌道中心線から両側それぞれ四百メートル以内の地域（トンネル出入口においては、トンネル中央部方向に百五十メートルを超える地域を除く。）

地域の類型	地域
I	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに同号の規定により用途地域と定められている区域（Ⅱの欄において「用途地域」という。）の指定のない地域にあつては、騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域（Ⅱの欄において「指定地域」という。）として指定された第一種区域又は第二種区域
Ⅱ	都市計画法第八条第一項第一号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域にあつては、指定地域として指定された第三種区域又は第四種区域

備考

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項に規定する河川区域及び都市計画法第八条第一項第一号に掲げる工業専用地域を除く。

※今後の調整により、表現が修正される場合があります。

（参考条文）

○環境基本法（平成五年法律第九十一号）

第3節 環境基準

第十六条 政府は、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。

2 前項の基準が、二以上の類型を設け、かつ、それぞれの類型を当てはめる地域又は水域を指定すべきものとして定められる場合には、その地域又は水域の指定に関する事務は、次の各号に掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該各号に定める者が行うものとする。

一 二以上の都道府県の区域にわたる地域又は水域であつて政令で定めるもの 政府

二 前号に掲げる地域又は水域以外の地域又は水域 次のイ又はロに掲げる地域又は水域の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ 騒音に係る基準（航空機の騒音に係る基準及び新幹線鉄道の列車の騒音に係る基準を除く。）

の類型を当てはめる地域であつて市に属するもの その地域が属する市の長

ロ イに掲げる地域以外の地域又は水域 その地域又は水域が属する都道府県の知事

3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。

4 政府は、この章に定める施策であつて公害の防止に関するもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

○騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）

（地域の指定）

第三条 都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。第三項（次条第三項において準用する場合を含む。）及び同条第一項において同じ。）は、住居が集合している地域、病院又は学校の周辺地域その他の騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つて発生する騒音について規制する地域として指定しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により地域を指定しようとするときは、関係町村長の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

3 都道府県知事は、第一項の規定により地域を指定するときは、環境省令で定めるところにより、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。









